

令和2年8月5日
三次市市民部環境政策課

「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」の締結について

地震，風水害，その他特殊な災害及び不測の事態が発生した場合に，大栄環境株式会社の協力のもと，災害等により発生した一般廃棄物の処理等を迅速かつ円滑に実施し，速やかな復旧・復興を進めるため協定を締結することとなりました。これに伴い，協定書の調印式を次の日程で行います。

- 1 日 時 令和2年8月7日（金曜日）13時から
- 2 場 所 広島県三次市十日市中二丁目8番1号
三次市役所 本館 3階会議室（危機管理課前）
- 3 協定先
大栄環境株式会社（大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号）
※廃棄物の収集運搬から中間処理，最終処分を行う事業者
- 4 協定の内容
三次市災害廃棄物処理計画に基づき実施する協力要請業務
 - (1) 災害廃棄物等処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援に関すること
 - (2) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業に関すること
 - (3) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
 - (4) 災害廃棄物等の処分にに関すること
 - (5) 前各号に伴う必要な業務に関すること

本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民部 環境政策課（担当／澤・坂口）
電話番号：0824-66-3449 FAX番号：0824-66-3168
E-mail：shigen@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒729-6213 広島県三次市廻神町1820番地12